第五十五条第一項中「第九条、第十条、第十一条第二項」を「第八条第一項、第十条から第十二条まで、第十三条第二項」に改め、「第十八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「若しくは第五十条第三項」を「、第五十条第二項、第五十条の二第二項、第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第一項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二項中「器具若しくは」を「器具又は」に、「第九条第二項、第十条、第十一条第二項」を「第八条第一項、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十三条第二項」に改め、「第十八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「若しくは第五十条第三項」を「、第五十条第二項、第五十条の二第二項、第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第一項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第五十八条第一項中「食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「」及び「」という。）」を削る。

第六十条の次に次の一条を加える。

第六十条の二　前条に規定する場合において、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議を行うよう努めなければならない。

第六十二条第一項中「第八条」を「第九条」に、「第十一条」を「第十二条」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「第二十条まで」の下に「（第十八条第三項を除く。）」を、「第五十六条まで」の下に「（第五十条の二、第五十条の三第一項第二号及び第二項並びに第五十条の四を除く。）」を加え、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三項中「第三十条まで」の下に「、第五十条の二」を加える。

第六十四条第一項中「第九条第一項」を「第八条第一項の規定により指定成分等を指定しようとするとき、第十条第一項」に、「第十条」を「第十二条」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十一条第三項」を「第十三条第三項」に、「第二十三条第一項」を「第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第二十三条第一項」に、「又は第五十条第一項」を「第五十条第一項」に改め、「基準を定めようとするとき」の下に「、又は第五十条の二第一項若しくは第五十条の三第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき」を加える。

第六十五条の二第三項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第六十五条の三の次に次の二条を加える。

第六十五条の四　厚生労働大臣は、食品衛生に関する国際的な連携を確保するため、外国の政府機関から、輸出食品安全証明書（輸出する食品の安全性に関する証明書をいう。以下この条及び次条において同じ。）を厚生労働大臣が発行するよう求められている場合であつて、食品を輸出しようとする者から申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、輸出食品安全証明書を発行することができる。

前項の規定により輸出食品安全証明書の発行を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第一項に規定するもののほか、厚生労働大臣は、輸出する食品の安全性の証明のための手続の整備その他外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずるものとする。

第六十五条の五　都道府県知事等は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が輸出食品安全証明書を発行する場合を除き、食品を輸出しようとする者から申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、輸出食品安全証明書を発行することができる。

前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずることができる。

第七十一条第一項第一号中「第九条第一項又は第十条」を「第十条第一項又は第十二条」に改める。

第七十二条第一項中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第七十三条第一号中「第九条第二項」を「第十条第二項、第十一条」に、「、第二十五条第一項」を「若しくは第三項、第二十五条第一項」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第七十八条各号中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第二条　食品衛生法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第六十一条」に、「第五十七条―第七十条」を「第六十二条―第八十条」に、「第七十一条―第七十九条」を「第八十一条―第八十九条」に改める。

第八条第一項中「第六十四条第一項」を「第七十条第一項」に改める。

第二十一条の三第一項中「第六十条の二」を「第六十六条」に改める。

第三十九条第一項中「第七十九条」を「第八十九条」に改める。

第七十九条を第八十九条とする。

第七十八条第一号中「第七十一条又は第七十二条」を「第八十一条又は第八十二条」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第二号中「第七十二条」を「第八十二条」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第七十三条又は第七十五条」を「第八十三条又は第八十五条」に改め、同条を第八十八条とする。

第七十七条中「第七十一条から第七十三条まで」を「第八十一条から第八十三条まで」に改め、同条を第八十七条とし、第七十六条を第八十六条とする。

第七十五条第一号及び第二号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第三号中「又は第四十八条第八項」を「、第四十八条第八項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、「含む。）」の下に「、第五十七条第一項又は第五十八条第一項」を加え、同条を第八十五条とし、第七十四条を第八十四条とする。

第七十三条第一号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十八条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第二号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第四号中「第五十一条」を「第五十四条」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十二条第三項」を「第五十五条第三項」に改め、同条第五号中「第五十六条（第六十二条第一項を「第六十一条（第六十八条第一項」に、「第六十六条」を「第七十条」に改め、同条を第七十四条とする。

第七十二条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第八十二条とする。

第七十一条第一号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同項第三号中「第五十四条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第六十六条」を「第七十条」に、「第五十四条第二項」を「第五十九条第二項」に、「第六十二条第三項」を「第六十八条第三項」に、「第五十五条」を「第六十条」に改め、同条を第八十一条とする。

第十章中第七十条を第八十条とする。

第六十九条中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十一条」を「第五十四条」に、「飲食店営業その他販売の営業であつて、」を「食品又は添加物の流通の状況を考慮して」に、「第五十四条」を「第五十九条」に、「第五十八条」を「第六十三条」に、「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同条を第七十九条とする。

第六十八条第一項中「第五十四条第二項（第六十二条第一項」を「第五十九条第二項（第六十八条第一項」に改め、同条を第七十八条とし、第六十七条を第七十七条とする。